

平成30年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	給与局
政 策	4 定年の引上げの実現に向けた人事管理諸制度の見直し		
目 標	<p>(政策目標)</p> <p>若年労働力人口の減少が続く中で、公務において質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠となっている。</p> <p>人事院は、雇用と年金の接続の観点から定年の引上げが適当と判断し、平成23年に意見の申出を行っているが、同年以降の諸状況の変化も踏まえ、改めて定年引上げに係る見解を表明すべく、定年の引上げに向けた人事管理諸制度の見直しを行う。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>平成30年2月16日の政府における論点整理や人事院に対する検討要請も踏まえつつ、各府省や職員団体の意見も聴取しながら、定年制度、役職定年制度、短時間勤務制度、給与制度等、人事管理諸制度の見直しの具体策の検討を進め、定年を引き上げるための立法措置のための検討結果の取りまとめを行う。</p>		
具体的取組結果	<p>《取組内容》定年の段階的な引上げのための意見の申出</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）、平成30年2月の政府の論点整理及び人事院への検討要請を踏まえ、制度官庁、財政当局、各府省及び職員団体の意見も踏まえつつ検討を進め、同年8月10日、国会及び内閣に対して「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。 <p>その主な内容は以下のとおりである。</p> <p>○定年の引上げに関する具体的措置 (定年制度の見直し)</p> <p>複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げる。</p> <p>(役職定年制の導入)</p> <p>組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入する。</p> <p>(定年前の再任用短時間勤務制の導入)</p> <p>60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入する。</p> <p>(60歳を超える職員の給与)</p> <p>民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、当分の間、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定する。</p> <p>※ 定年の引上げに係る人事管理諸制度について、引上げ期間中も、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、必要な見直しを検討する。</p>		

	<p>※ 関連する給与制度についても、民間の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえながら、必要な見直しを検討する。</p> <p>○定年の引上げに関連する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど、若年・中堅層職員も含めた人事管理全体を見直す必要がある。 ・ 定年の引上げの円滑な実施に向けた環境整備について、公務全体で取り組む必要がある。 <p>・ 人事院は、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会等において意見の申出の概要説明を行うなど各方面への説明を行った。</p> <p>・ 意見の申出後においても、定年引上げに関し必要な法律改正が早急に行われるよう、政府における検討に際してこれまでの検討結果に基づき必要な協力を行っている。</p>
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》目標達成</p> <p>《目標達成度の判断理由》</p> <p>関係各方面との意見調整を図り、定年を引き上げるための立法措置のための検討結果を取りまとめ、平成30年8月10日、国会及び内閣に対して「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。</p> <p>以上を踏まえ、平成30年度における政策は、目標達成と判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>国家公務員法第23条に基づく意見の申出を行うことにより、国会及び内閣に対して、公務員の定年の引上げに伴い必要となる具体的な立法措置を明らかにした。</p> <p>本施策は、政府における立法措置の検討に資するとともに、公務員の定年の引上げの妥当性や施策の内容について、国会やメディアにおける議論を喚起し、理解を促進するものであったことから、有効かつ効率的であったと考えられる。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>早期に定年引上げに係る新制度が実施できるよう、引き続き政府全体としての施策の取りまとめに必要な協力を行うとともに、その実施のために必要な法令や環境の整備に取り組む必要がある。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>○ 定年の引上げが実現すると、各府省の人事管理にも影響があると思うので、各府省とも連携しながら対応して欲しい。</p>